

第35期決算公告

2022年6月29日

香川県高松市屋島西町2109番地8

株式会社四国総合研究所
代表取締役社長 松本 真治

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,268,926	流動負債	500,453
現金及び預金	47,648	買掛金	127,142
受取手形	583	未払金	64,612
電子記録債権	784	未払費用	38,591
売掛金	801,347	未払法人税等	10,780
商品	24,599	未払事業所税	9,796
仕掛品	8,929	未払消費税等	141,154
貯蔵品	11,861	前受金	216
前払費用	3,198	預り金	5,889
預け金	351,829	賞与引当金	102,272
その他	18,145		
固定資産	339,846	固定負債	185,195
有形固定資産	199,475	退職給付引当金	185,195
建物	31,420		
構築物	5,286		
機械及び装置	48,583		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	110,250	負債合計	685,649
建設仮勘定	3,934		
無形固定資産	2,535	(純資産の部)	
商標権	343	株主資本	923,124
電話加入権	2,192	資本金	100,000
投資その他の資産	137,835	利益剰余金	823,124
投資有価証券	9,000	利益準備金	25,000
長期前払費用	5,672	その他利益剰余金	798,124
繰延税金資産	121,336	繰越利益剰余金	798,124
その他	1,826		
		純資産合計	923,124
資産合計	1,608,773	負債及び純資産合計	1,608,773

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
市場価格のない株式等 ----- 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商 品 ----- 移動平均法による原価法
米エキス製品は個別法による原価法
ロ. 仕 掛 品 ----- 個別法による原価法
ハ. 貯 蔵 品 ----- 移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定する。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 ----- 定率法

(2) 無 形 固 定 資 産 ----- 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ----- 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしている。

(2) 賞 与 引 当 金 ----- 従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 退 職 給 付 引 当 金 ----- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、電気事業に関する調査・研究・開発及び研究成果商品の販売を主たる事業としており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

業務契約のうち、履行義務が一定期間にわたり充足されるものについては、収益を一定の期間にわたり認識し、履行義務の充足に係る進捗率は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）としている。その他の業務については、引き渡し時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

商品販売については、卸売、小売、製造、加工を通じた商品の販売があり、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当事業年度から、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用している。

これにより、商品販売において、販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価については、収益を控除する方法に変更した。

なお、この変更に伴う営業損益に与える影響は軽微である。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用 ----- 当社は親会社である四国電力(株)を連結親法人とした連結納税制度を適用している。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

II. 当期純損益

当期純利益 86,628千円